



# 放射能対策推進町民会議だより

第 25 号 平成 26 年 8 月 20 日発行 会長：高橋 宣博

事務局：桑折町原発事故対策課 ☎024-582-2123

## 「自主的避難・除染費用の賠償請求方法と和解事例」の勉強会と相談会を開催しました



去る7月13日、桑折公民館において、「自主的避難・除染費用の賠償請求方法と和解事例」と題して、福島県司法書士会のご協力を得て、町民会議主催の勉強会を開催しました。また、同日、無料の個別相談会もあわせて開催し、7名の相談者がありました。

高橋宣博会長からの現在の賠償状況報告を交えたあいさつに続き、講師に司法書士の倉茂洋一先生をお迎えし、賠償請求方法や原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）について、また、どのような和解事例が出されているかなど、最新の情報を踏まえながら説明をいただきました。

### どんな損害が請求できますか？

これまでに請求があった一例を挙げますと、下記のようなものが見られます。

- 避難先で宿泊代や生活費が〇〇〇円かった。
- 避難先から乗車賃を払って帰宅をした。
- 避難のための引っ越し費用や、敷金、礼金、仲介手数料などがかった。
- 原発事故の影響で出勤日が減ったために、給料が〇〇〇円減少した。
- 自宅の除染を業者に委託して行い、〇〇〇円かった。
- 個人で線量計を購入した。

これは一例ですので、こういうものでないといけなく、これに限るということではありません。原発事故と直接または間接に、相当因果関係のある損害が賠償の対象となりますが、個人でそれぞれ事情が違い判断が難しいこともありますので、困ったときには専門家への相談をお勧めします。

### どこまで賠償されますか？

例えば、

- ①原発事故で遠方に避難して交通費や生活費などが30万円かった。  
→ これは原発事故と直接関係があるとして、賠償の対象になりやすいです。
- ②避難のための長距離運転で腰を痛め、治療費が5万円かった。  
→ 原発事故と一応関係はあるといえますが、賠償対象になるかどうか迷われるケースです。裁判だと対象とはならないでしょう。しかし、原発ADRでは一部賠償された事例があります。
- ③避難先の慣れない道路で交通事故を起こしてしまい、車が大破した。  
→ 原発事故がなければ交通事故も起きなかった、との主張ですが、原発事故と直接関係があるとは言いがたく、賠償対象となるにはかなり難しいと思います。このように、原発事故のために生じた損害は際限なく広がる可能性がありますけれども、そのすべてが賠償されるということではありません。

### どうやって請求すればよいのでしょうか？

賠償請求には3つの方法があります。

1. 東京電力へ直接請求する。（東京電力の方式に従った請求）
2. 民事訴訟をする。（裁判手続き）
3. 原発ADRへ和解仲介手続きを申し立てる。

自主避難や除染にかかった費用などは、今のところ東京電力では請求様式を用意してなく、直接請求を受け付けていません。

直接請求を受け付けていない賠償項目については、2の民事訴訟か3の原発ADRへの申し立てによって請求することになります。

### 賠償請求について相談できる場所はありますか？

県の司法書士会では、福島市の司法書士会館で月1回、無料相談会を行っています。また、無料の電話相談も行っていて、何回でも相談ができます。また、県内各地の司法書士事務所でも相談を受けています。原発事故に伴う損害賠償の相談は平成27年の3月まで無料でできますので、ぜひご利用ください。

また、原発ADRに申し立てをするのに弁護士や司法書士を代理人にする場合、法テラスという専門機関で、その費用の立て替えをする制度があります。

（相談場所などの詳しい内容は、町原発事故対策課（☎582-2123）までお問い合わせください。）

講演後には質疑応答の時間も設け、参加者からの質問にそれぞれの専門分野からの回答を詳しく寄せられました。

また、午後から開催した個別相談会では、1件につき2～3人と複数の相談員で、より詳しい説明と親身な助言で熱心に対応くださいました。

町民会議では、今後も様々な原発事故への対策に取り組んでまいりますので、これからの活動への要望や企画について、ぜひ町民会議事務局（町原発事故対策課☎528-2123）までお声をお寄せください。



（原発ADRへの申し立てについては、裏面もご覧ください→）

## 「原発事故と民事訴訟」についての講演会開催のお知らせ

◎日時：平成26年8月24日（日）午後1時30分～

◎場所：桑折町民会館大ホール

◎演題：第1部「原発事故に係る賠償問題と民事訴訟」講師：深谷 拓 弁護士

◎主催：原発なくせ 完全賠償させる桑折町の会・生業訴訟桑折町の会原告団

◎後援：桑折町・桑折町議会・桑折町放射能対策推進町民会議



# ●原発ADRに申し立てをしたいけれど、和解仲介手続申立書ってどんな内容なの？書き方は難しいの？

「申し立てをする」というと、難しくとても個人ではできない、と思われがちですが、実際には弁護士などの代理人を頼まずに、本人が直接申し立てを行っている方も多くいます。裁判と違い、印紙代などの費用も発生しません。

申立書については、氏名、住所、連絡先、申し立てる内容や証拠書類など、必要な事項が記載されていればどんな書き方でも良いのですが、原発ADRではより簡単に申し立てができるように、様式を用意しています。例えば、個人が自主的避難や除染で係った費用の請求について申し立てをする場合には、「個人用簡易版（全6ページ）」の様式を利用することができます。



1枚目と2枚目の上半分を記入したら、請求したい項目1から8までで該当するところだけを記入します。

(様式A:個人用簡易版) 1枚目

## 和解仲介手続申立書

申立日 平成 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 宛

申 立 人	ふりがな	生年月日
	氏名	印 明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな	生年月日
	氏名	印 明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな	生年月日
	氏名	印 明・大 昭・平 年 月 日
人	住 所	〒
	住 居	〒
電話番号等		電話 ( ) FAX ( )
代 理 人	ふりがな	代理人の資格
	氏名	印
	住 所	
電話番号等		電話 ( ) FAX ( )
郵便物の送付先(指定通知場所)		<input type="checkbox"/> 申立人欄記載の現在の住所地 <input type="checkbox"/> 代理人欄記載の住所地 <input type="checkbox"/> その他 ( )
被 申 立 人	氏名または法人の名称	東京電力株式会社
	住所または本店所在地	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3
受付印(センター使用欄)		和解の仲介を求める事項及び理由
		申立人と東京電力株式会社の間には、別記のとおり紛争がありますので、和解の仲介をしてください。
		福島事務所
		(福受)第 号

(様式A:個人用簡易版) 2枚目

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

### 紛争の問題点

東京電力が示した賠償案では納得できません。

東京電力が作成した請求書ではよくわかりません。

お金に困っているので、仮払を希望します。

その他 ( )

### 話し合いの経過

これまで東京電力に対して、損害賠償請求をしたことは

あります。( 一部 仮払 )

※「あります」を選択された方へ  
東京電力へ提出した請求書・証拠資料等をセンターが取り寄せ、手続で利用することに

同意します。

ありません。

これまで東京電力から、賠償金等を受け取ったことは

あります。( 一部 仮払 )

ありません。

※避難の有無についてお尋ねします

避難しました

避難しませんでした

1 避難にかかった費用の賠償として

円の支払いを希望します。

妥当な額の支払いを希望します。

避難の内容、かかった費用は次のとおりです。

※ 3月11日に住んでいたところ

警戒区域  計画的避難区域  (旧) 緊急時避難準備区域  特定避難勧奨地点  その他 ( )  不明

※ 避難先 ①場所 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )

②場所 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

移動方法  自家用車  バス・鉄道など  その他 ( )

(様式A:個人用簡易版) 6枚目

該当する口にチェックしてください。※はなるべく記載してください。書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

8. そのほかにかかった費用の賠償として

円の支払いを希望します。

妥当な額の支払いを希望します。

※ 求める費用は次のとおりです。

放射線検査( 人 物 ) や除染のための費用 \_\_\_\_\_ 円

避難生活中などにおける治療( 病気 けが ) にかかった費用 ( 入院 通院 ) の期間 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 円

避難終了後、自宅に帰るときにかかった費用 \_\_\_\_\_ 円

その他 ( ) \_\_\_\_\_ 円

これを証明する証拠資料があります。

9 その他参考になると思うこと、手続の進め方に関する希望など、どんなことでも自由に記載してください。

例：除染費用請求は、項目8に記入します

申立書を原発ADRに提出すると、1か月程度で、担当する「仲介委員」「調査官」が決まりました、という通知が届きます。

そのあとは、担当の調査官から「このことをもう少し詳しく聞きたい」「この資料はありますか？」など、電話や書面などで指示がありますので、それに沿って回答したり資料を提出したりします。仲介委員や調査官は弁護士ですが、専門用語ではなく、わかりやすく説明してくれます。基本的に、原発ADRから連絡があったこと以外は、特にする必要はありません。

原発ADRで申立人と東電の双方の言い分を聞き、申し立ての内容を十分に確認できたら、それにより和解案が提示されますので、納得できたら和解する、という流れになります。

現在は、申し立てをしてから約4~5か月程度で和解案が出されることが多いようです。

◎申立書の入手や書き方、どんな証拠資料が必要なのかなど、詳しい内容・お問い合わせはこちらへ

原子力損害賠償紛争解決センター

0120-377-155

(受付時間 平日 10:00~17:00)

○ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_bai\\_sho/jiko\\_baisho/detail/1329118.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_bai_sho/jiko_baisho/detail/1329118.htm)

原子力損害賠償紛争解決センター

